

本誓寺

## 門徒会通信

第六号

発行責任者  
白崎 英旦

平成二十七年二月九日、第二十九世本誓寺住職吉田是行様が御逝去されたことを悼み、ここに謹んで哀悼の意を表します。

## ○裁判の結果について

私達本誓寺を正常化する門徒の会（以下、当会）は本誓寺に對して事務所に備え付けておくことが義務付けられている役員名簿、書類等の閲覧を求めてまいりましたが、盛岡地裁からは私達の望みを認める判決を頂きました。これを不服とした本誓寺は仙台高裁に対し不当な判決であるとし、控訴しました。本年一月二十九日判決を頂きましたので報告致します。

（本文）

一、本件各控訴をいずれも棄却する。  
二、控訴費用は控訴人の負担とする。

でした。この内容は本誓寺側の申し立てをいずれも認めない、費用は寺側で負担とする。といふものでした。判決に至る裁判所の判断は（判決文引用）

一、平成十年に維持会を解散

した後、年一回その他必要に応じて開催することとされた門徒総会が一度も開催されていないこと。

二、候補衆徒長男明氏が法務を行なえなくなつた平成二十二年五月以来、平成二十四年五月当時で本山へ納付すべき賦課金

合計約六百二十九万円のうち約五百九万円が未納があつたこと

三、本誓寺の責任役員や総代選定が適式に行われているか。

財政状況が健全であるのか、その收支・決算等が適正に行われてゐるのか等といつた点について門徒として関心を持つのは当然である等の理由で当会の主張が全面的に認められました。

その後、本誓寺は最高裁への上告期限内での手続きを行わなければ本誓寺としての願いごとを受け入れて頂くことは出来ません。

一日も早い解決を願うものです。

次に、真宗大谷派の最高規範である宗憲では「門徒はその責務を完うし、衆望の帰するものについて総代を選定しなければ

皆様方に御報告させて頂きます。

裁判所の判断はあくまで公平、中立です。その基となるのが法律等です。真宗大谷派には末寺にも効力を有する宗憲・寺院規則等の決まりことがあります。

うちのものでした。判決に至る裁判所の判断は（判決文引用）

一、平成十年に維持会を解散

した後、年一回その他必要に応じて開催することとされた門徒総会が一度も開催されていないこと。

二、候補衆徒長男明氏が法務を行なえなくなつた平成二十二年五月以来、平成二十四年五月当時で本山へ納付すべき賦課金

合計約六百二十九万円のうち約五百九万円が未納があつたこと

三、本誓寺の責任役員や総代選定が適式に行われているか。

財政状況が健全であるのか、その收支・決算等が適正に行われてゐるのか等といつた点について門徒として関心を持つのは当然である等の理由で当会の主張が全面的に認められました。

その後、本誓寺は最高裁への上告期限内での手続きを行わなければ本誓寺としての願いごとを受け入れて頂くことは出来ません。

一日も早い解決を願うものです。

次に、真宗大谷派の最高規範である宗憲では「門徒はその責務を完うし、衆望の帰するものについて総代を選定しなければ

ならない」と規定しています。総代が決定されなければ、新しい住職や代務者を本山へ届け出ることは出来ない決まりになっています。長男候補衆徒吉田明氏と次男副住職吉田信氏には、仙台教務所長様の御指導の下、住職逝去後三ヶ月以内に住職代務者を決めなければならぬと

いう規則を重く受け止め、本誓寺ならびに門徒のための将来に向けた話し合いをして頂くとともに、我々も門徒としての責任を果たさなければなりません。是非、本誓寺門徒総会が速やかに開催されることを願っています。

今回の裁判費用は、皆様から代はおりません。代表役員であ

り、住職様であつた是行様がお亡くなりになり、法人としての機能が果たせない状態になつて

います。本山に対し未納になつて門徒として関心を持つのは当然である等の理由で当会の主張が全面的に認められました。

その後、本誓寺は最高裁への上告期限内での手続きを行わなければ本誓寺としての願いごとを受け入れて頂くことは出来ません。

一日も早い解決を願うものです。

次に、真宗大谷派の最高規範である宗憲では「門徒はその責務を完うし、衆望の帰するものについて総代を選定しなければ

ならない」と規定しています。総代が決定されなければ、新しい住職や代務者を本山へ届け出ることは出来ない決まりになっています。長男候補衆徒吉田明氏と次男副住職吉田信氏には、仙台教務所長様の御指導の下、住職逝去後三ヶ月以内に住職代務者を決めなければならぬと

いう規則を重く受け止め、本誓寺ならびに門徒のための将来に向けた話し合いをして頂くとともに、我々も門徒としての責任を果たさなければなりません。是非、本誓寺門徒総会が速やかに開催されることを願っています。